

返戻金制度について

◆返戻金制度に関する事項

当社の紹介により就職した者が、自己の意思により、又は就業規則違反等の自己の責に帰すべき事由により短期退職した場合は、退職日までの期間に応じて、受領した紹介手数料の一部を以下に定める計算方法で求人者に払い戻すこととする。

- (1)退職日が就業開始日から1ヶ月以内の場合、払い戻しは紹介手数料の70%
- (2)退職日が就業開始日から2ヶ月以内の場合、払い戻しは紹介手数料の50%
- (3)退職日が就業開始日から3ヶ月以内の場合、払い戻しは紹介手数料の30%

但し、求人者による解雇、退職勧奨など専ら求人者の事由により退職に至った場合は、払い戻しの対象外とする。

また、返戻金制度は有料職業紹介の基本契約書により別途定める場合があります。